

令和3年度 定時評議員会議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 令和3年5月31日
評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 専務理事 加藤寛章
議事録の作成に係る職務を行った理事 専務理事 加藤寛章
議決権を行使することができる評議員の数 66名
議決権を行使することができる評議員の議決権の数 66個

議案1 令和2年度事業報告及び決算について

議長は、令和2年度事業報告及び決算を、別冊レジュメ（2ページから23ページ）の通り認めたい旨を評議員全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

令和3年5月26日、理事（加藤寛章）が評議員の全員に対して上記評議員会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び評議員会規程第4条に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議の省略を行ったので、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び同法施行規則第60条第4項に基づき本議事録を作成する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

公益財団法人大分県スポーツ協会

議事録作成理事 加 藤 寛 章